

## 平成30年度

# 福島県奨学資金《震災特例採用》 奨学生のご案内

福島県教育委員会では、東日本大震災により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、福島県奨学資金《震災特例採用》の奨学生を募集します。

### ◆対象者 ※1年生以外の学年の方も応募できます。

- ・保護者が福島県内に住所を有する高校生、専修学校（高等課程）生、特別支援学校高等部の生徒
- ・勉学に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める生徒
- ・東日本大震災により被災し、下記のいずれかの事由で家計が急変したことにより修学が困難で、生徒の生計を主として維持する方の所得金額が所得基準額以下（※）であること。

※所得金額：総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた額（目安：父・母・高校生・中学生の4人世帯の場合の所得基準は、給与所得者の場合785万円以下、給与所得者以外の場合330万円以下）

- ① 申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
- ③ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
- ④ 主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合
- ⑤ 主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合
- ⑥ その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

### ◆貸与月額

	自宅通学	自宅外通学
国公立	18,000円	23,000円
私立	30,000円	35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学扱い

### ◆貸与期間 平成30年4月～平成31年3月

### ◆返還

卒業から6ヶ月経過後より7～8年間で返還  
ただし、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の  
収入見込み（税等控除前）が一定額を超えない場  
合、願出により返還義務を免除します。

《返還免除基準となる年間収入見込額》

高校等卒業（進学者を除く）	340万円未満
短大・専門学校に進学・卒業	370万円未満
大学・大学院に進学・卒業	400万円未満

### ◆貸与方法

採用決定後、年2回（平成30年9月末と平成31年  
1月末）に分けて奨学生本人の口座に振込み

### ◆利子 無利子

### ◆保証人 連帯保証人1名（原則保護者）

### ◆申込方法

願書に必要書類を添付し、在学する学校  
へ申し込んでください。申込み手続き等につ  
いては、学校へお問い合わせください。

### ◆申込締切

#### ・学校への申込締切

平成 30年 月 日 ( )

#### ・学校から県教委への提出締切

平成 30年 7月31日(火)必着



## <必要書類>

### 1. 福島県奨学生願書(第1号様式)

- ① 「記載例」及び願書裏面「記載上の注意」をよく読み、読みやすい字で記入してください。
- ② 本籍及び現住所は住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。
- ③ 申請者及び連帯保証人について、現在居住している住所が住民票上の住所と異なる場合は、願書の下の余白に、現在居住している住所を記入してください。(例 申請者:〇〇市〇町1-1 仮設住宅101号)
- ④ 連帯保証人は、県内に住所を有する親権者等(父、母または未成年後見人)となります。
- ⑤ 記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください(修正ペン、修正テープは使用不可)。

### 2. 福島県奨学生推薦調書(第2号様式)

※ 学校が記載するものです。[学校の方へ:出身(在学)学校の成績欄は記入不要です。]

### 3. 震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書

- ① 「記載例」をよく読み、あてはまる被災状況のすべてにチェックをつけてください。
- ② 被災状況に応じて、次の書類を1項目分添付してください。

被災状況	必要書類(※いずれも写しで可)
ア 自宅被害(全壊・半壊等) ※ 一部損壊は対象外	罹災証明書(被災証明書は不可)
イ 警戒区域又は計画的避難区域に居住していて避難した場合	被災証明書又は罹災証明書
ウ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて避難した場合	・被災証明書又は罹災証明書 ・特定避難勧奨地点に指定された地点に居住していて避難した場合は、その旨が確認できる書類
エ 主たる生計支持者の死亡等	戸籍謄本、死亡診断書(検案書)、医師の診断書、障害者手帳の写し等、事実が確認できる書類をいずれか一つ
オ 主たる生計支持者の収入の著しい減少(失業又は50%程度以上の収入減)	・被災証明書又は罹災証明書 ・平成23~30年度の所得証明書(8年間分) ・震災が原因の失業/収入減であることが確認できる書類

### 4. 平成30年度(平成29年分)所得証明書(就学者以外の世帯全員のもの) ※ 源泉徴収票は不可。

- ① 就学者以外は、無職、年金受給者の方も提出してください。
- ② 平成29年の中途又は平成30年中に退職、転職(開業・転業・勤務先変更も含む)等がある場合は、他に書類を提出していただく場合がありますので、お問い合わせください。  
※ 平成30年度の発行開始時期は各市町村で異なるので、各市役所・役場へお問い合わせください。

### 5. 住民票謄本(本籍記載の世帯票)

- ① 同一生計の方全員分です。別居している方も提出になります。
- ② 住民票で罹・被災証明書の住所が確認できない場合のみ、生徒本人の戸籍附票も提出してください。
- ③ マイナンバー(個人番号)の記載のないものを提出してください。戸籍謄本や広域住民票は不可です。
- ④ 生徒本人が保護者と別居し、かつ、住民票と異なる住所に居住している場合は、必ず「居住証明書」を提出してください。※居住先の管理者から証明を受けてください。

### 6. 口座振替による支払申出書(ゆうちょ銀行の場合は見開き1ページ目のコピーを必ず添付)

- ① 奨学資金申請者本人名義となります(普通預金口座のみ有効)。
- ② 金融機関で金融機関名、口座番号等の確認を受けてください。  
(金融機関の確認を受けることが出来ない場合や口座番号訂正した場合は、通帳の銀行名/支店又は支店番号/口座番号/カナ名義が確認できる部分のA4コピーを添付してください。)
- ③ 用紙右下の署名・捺印を忘れずに行ってください。

### 7. 誓約書

- ① 奨学資金申請者が記入・押印してください。
- ② 本籍及び現住所は1の願書と同様、住民票謄本の記載どおりに、番地まで正確に記入してください。

### <<注意>>

・ 居住証明書  
・ 特別の事情にかかる経費内訳  
・ 給与支払(見込)証明書



該当者のみ提出

## 平成30年度福島県奨学資金《震災特例採用》Q&A

### 《目次》

#### I 貸与について

- [Q1] 自主避難により転居・転校しましたが、申し込むことはできますか。
- [Q2] 風評被害により主たる生計支持者である父親の勤務先の経営が悪化し、収入が減少しましたが、申し込むことはできますか。
- [Q3] 警戒区域から避難し、県外の高校に在学していますが、申し込むことはできますか。
- [Q4] 警戒区域等から避難し、避難指示解除後、自宅に戻った場合でも申し込むことはできますか。
- [Q5] 主たる生計支持者である父親が勤務先の被災により失業し、現在は再就職していますが、申し込むことはできますか。
- [Q6] 主たる生計支持者である父親の所得金額が所得基準額を超えていますが、貸与を受けることはできますか。
- [Q7] 現在、県奨学資金（在学採用または予約採用）の貸与を受けていますが、申し込むことはできますか。
- [Q8] 貸与月数はどのようになるのですか。
- [Q9] 他の奨学金との併願や併用はできますか。
- [Q10] 来年度以降も継続して借りられますか。
- [Q11] 奨学生に採用された後、福島県外に住民票を異動した場合、奨学金は継続して借りられますか。

#### II 返還について

- [Q12] 願出により返還免除となるのはどのような場合ですか。
- [Q13] 返還免除までにはどのような手続きが必要ですか。
- [Q14] 返還免除とならないのはどのような場合ですか。
- [Q15] 返還免除基準に該当すれば、過去に貸与された震災特例採用以外の県奨学資金についても願出により免除されるのですか。

#### I 貸与について

- [Q1] 自主避難により転居・転校しましたが、申し込むことはできますか。
- [A] 震災特例採用の対象とはならないため、申し込むことはできません。  
原子力災害を原因とする避難者については、次の場合のみ対象となります。
- ・ 警戒区域又は計画的避難区域内の住民
  - ・ 緊急時避難準備区域に指定されていた区域又は屋内退避指示が出ていた区域の住民であって、市町村の判断により避難した者
  - ・ 特定避難勧奨地点に指定された地点の住民であって、避難した者



[Q 2] 風評被害により主たる生計支持者である父親の勤務先の経営が悪化し、収入が減少しましたが、申し込むことはできますか。

[A] 震災特例採用の対象とはならないため、申し込むことはできません。

[Q 3] 警戒区域から避難し、県外の高校に在学していますが、申し込むことはできますか。

[A] 申請日現在、保護者の住所地が県外にある場合は申し込むことはできません。保護者の住所地が引き続き県内にある場合は申し込みできます。

[Q 4] 警戒区域等から避難し、避難指示解除後、自宅に戻った場合でも申し込むことはできますか。

[A] 引き続き経済的に修学が困難な状況にある場合は申し込みできます。

[Q 5] 主たる生計支持者である父親が勤務先の被災により失業し、現在は再就職していますが、申し込むことはできますか。

[A] 再就職後の収入が、震災前に比べて著しく減少し、かつその後も改善していない場合は申し込みできます。(震災前の50%以上の減少)

[Q 6] 主たる生計支持者である父親の所得金額が所得基準額を超えていますが、貸与を受けることはできますか。

[A] 経済的に修学が困難であると認められないため、貸与を受けることはできません。

[Q 7] 現在、県奨学資金（在学採用または予約採用）の貸与を受けていますが、申し込むことはできますか。

[A] 震災特例採用の要件に該当する場合は、申し込むことができます。

ただし、震災特例採用の奨学資金が貸与される場合、現在貸与を受けている県奨学資金と重複して貸与を受けることはできません。必要な手続きを経て震災特例採用の奨学資金に切り替えることが可能なので、学校を通じて県高校教育課へお問い合わせください。

[Q 8] 貸与月数はどのようになるのですか。

[A] 平成30年4月分から平成31年3月分の最大12ヶ月分について貸与を希望することができます。

[Q 9] 他の奨学金との併願や併用はできますか。

[A] 他の貸与型奨学金とは併用できません。

なお、給付型奨学金については、併用して構いません。

[Q10] 来年度以降も継続して借りられますか。

[A] 貸与期間は原則として1年間であり、平成31年度以降の本奨学資金の実施については、未定となっております。

4

[Q11] 奨学生に採用された後、福島県外に住民票を異動した場合、奨学金は継続して借りられますか。

[A] 奨学生本人の住民票の住所が福島県外に異動しても、奨学金の貸与は継続できます。ただし、連帯保証人（原則保護者）の住民票を福島県外に異動した場合、その時点で奨学生の資格を喪失する場合があります。連帯保証人の住所変更の際には、事前に高校教育課までご連絡ください。

## II 返還について

[Q12] 願出により返還免除となるのはどのような場合ですか。

[A] 高校又は専修学校（高等課程）を卒業した場合は、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込みが340万円未満の場合が対象となります。

ただし、短大や専門学校に進学した場合は卒業時点で370万円未満、大学等に進学した場合は卒業時点で400万円未満の場合が対象となります。

[Q13] 返還免除までにはどのような手続きが必要ですか。

[A] 主な手続きは次のとおりです。詳しくは、貸与決定時にしおりをお渡しします。

### 【在学中の手続き】

① 貸与期間終了時に、在学する学校を通じて「借用証書」及び「返還明細書」を県教育委員会に提出

### 【卒業後の手続き】

② 上級学校等に進学した場合は、在学証明書を添えて「返還猶予願」を県教育委員会に提出

③ 卒業後（上級学校等に進学した場合はその卒業後）に、本人の1年間の収入見込額がわかる書類（例：勤務先の証明を受けた給与等見込証明書）を添えて「返還免除願」を県教育委員会に提出

[Q14] 返還免除とならないのはどのような場合ですか。

震災特例奨学資金を貸与された方が高校等を退学した場合、返還免除は認められません。

また、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込みが基準額を超える場合は、奨学資金を返還する十分な資力があると認められるため、返還免除は認められません。

[Q15] 返還免除基準に該当すれば、過去に貸与された震災特例採用以外の県奨学資金についても願出により免除されるのですか。

[A] 今回の返還免除は、震災で被災し経済的に修学が困難となった生徒に奨学資金を貸与することにより、県の震災後の復興を担う奨学生の将来に一層の負債を負わせることが、震災特例採用を実施する趣旨に反することから特例的に行うものですので、それ以外の採用区分（在学採用、予約採用、緊急採用）には適用されません。

例) 28・29年度に震災特例採用決定・奨学資金貸与

30年度に大学に入学し、県奨学資金(大学)を貸与

→ 28・29年度分に限り、返還免除基準に該当する場合は願出により免除

5



# 申請書類チェックリスト

願書記入前にお読みください

## 【ご家庭で用意するもの】

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| ① 印鑑2本                     | 生徒＝申請者と保護者＝連帯保証人は、別の印鑑(銀行印でなくて可)を使用。               |
| ② 住民票謄本(3ヵ月以内発行)           | 本籍地記載でマイナンバーの記載のないもの。同一生計者全員分が必要。                  |
| ③ 被災に関する証明書                | 下記★を参照。被災状況によって必要書類が違います。                          |
| ④ 平成30年度所得証明書              | 就学者以外の世帯全員分が必要。                                    |
| ⑤ 生徒本人名義の銀行口座と通帳のコピー(A4用紙) | ゆうちょ以外の金融機関を振込先にした場合のみ、その金融機関で確認印を受ければ、通帳コピーは不要です。 |

## 【記入時の注意】

- ① 各書類の記載例(別紙)を必ずご確認ください。※色の濃い吹出しは、特に間違いやすい項目です。
- ② 訂正は、二重線の上に押印し余白に記入してください。(修正液や修正テープは不可)
- ③ コピーを添付する際は、A4用紙に統一してください。
- ④ すべての書類の「本籍」と「現住所」欄は、番地等を簡略せず住民票の記載どおりに写してください。(※一番間違いが多い箇所です。差し戻して期限切れにならないようご注意ください。)
- ⑤ 兄弟等で同時申請がある場合は、生徒ごとに別の印鑑を使用してください。(印鑑の共用は不可)

## 【記入・提出する書類】 記入終了後、そろっているか口に ✓ チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	第1号様式 福島県奨学生願書(両面)
<input type="checkbox"/>	第2号様式 福島県奨学生推薦調書 (※学校によっては、家庭にお渡ししない場合があります)
<input type="checkbox"/>	震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書
<input type="checkbox"/>	★添付する証明書(コピーでも可) 自宅被害(全半壊等)の場合 → 罹災証明書 H23当時自宅が警戒区域等に指定され避難した場合 → 罹災証明書or被災証明書 その他の場合 → 高校教育課にお尋ねください
<input type="checkbox"/>	住民票謄本 ・住民票で★の住所が確認できない場合のみ、生徒本人の戸籍附票も提出
<input type="checkbox"/>	平成30年度所得証明書 <small>← 昨年度より追加されました</small>
<input type="checkbox"/>	口座振替による支払申出書(生徒名義の口座のみ)
<input type="checkbox"/>	通帳のA4コピー ・ゆうちょ銀行は、見開き1頁目のコピーを必ず添付！ ・他の金融機関は、銀行名/支店又は支店番号/口座番号/カナ名義が確認できる頁のコピー(※各金融機関で確認受ければコピー不要)
<input type="checkbox"/>	第3号様式 誓約書

+

該当者のみ

<input type="checkbox"/>	居住証明書 ※自宅外通学の申請者のみ提出(自宅通学者は不要)
<input type="checkbox"/>	特別な事情にかかる経費内訳 ※該当項目があり、所得から特別に控除したい場合のみ
<input type="checkbox"/>	給与支払(見込)証明書 ※H29年途中又は30年度に退職・転職者がいる場合のみ



そろったら、早めに学校へ提出しましょう  
(必要に応じて追加の書類の提出を求める場合があります)

6





今年度貸与または申請中の奨学金名を記入して、奨学金の種類を○で囲んでください。  
※「高校生等奨学給付金」は記入不要。

中学校入学から現在までの状況を記入してください。

記入日を忘れずに

奨学金を希望する理由	(例) 東日本大震災で自宅が全壊したことにより、家計の支出が著しく増大したため。 東日本大震災で自宅及び父の勤務先が原発事故の警戒区域となり、父が失業。現在は〇〇市に家族で避難しているが、家計が苦しいため。		
	現在受けている、又はこれから受ける奨学金の種類	奨学金の種類 貸与・給付 貸与・給付	
参考	修学のための資金の名称	〇〇市立 〇〇市立 〇〇市立 △△県立	
本人の履歴	年月日	履歴	
	H27年 4月 〇日	〇〇中学校入学	
	H27年 9月 〇日	〇〇中学校転学	
	H30年 3月 〇日	〇〇中学校卒業	
	H30年 4月 〇日	△△高等学校入学	
項目	収入	支出	備考
	家庭から	生活費	円
	アルバイト等から	交通費	8,700 円
	県奨学資金から	学納金	9,300 円
	その他から	書籍・学用品	5,000 円
計	23,000 円	計	23,000 円

以上の記載事項に相違ありません。  
奨学生として採用された場合は、福島県奨学奨学生としての責務をはたすことはもとより、上記のとおり保証人と連署して誓約します。

「収入計」＝「支出計」としてください。

①必ず自筆で署名。  
②申請者(生徒)と連帯保証人は、別々の印鑑で押印してください。(印影が不鮮明な場合は、余白に押し直し)

申請者 (自筆) 福島 太郎  
連帯保証人 (自筆) 福島 大介  
保証人 (自筆)

平成30年 〇月 〇日  
福島県教育委員会教育長

東日本大震災で被災した状況と現在の家計状況を簡潔に記入してください。

入学金は除く。

①必ず自筆で署名。  
②申請者(生徒)と連帯保証人は、別々の印鑑で押印してください。(印影が不鮮明な場合は、余白に押し直し)

「収入計」＝「支出計」としてください。

申請者 (自筆) 福島 太郎  
連帯保証人 (自筆) 福島 大介  
保証人 (自筆)

平成30年 〇月 〇日  
福島県教育委員会教育長



福 島 県 奨 学 生 願 書		※ 番 付 号								
		※ 決 定 号		高・大・特例 第 号						
		ふりがな				性別				
		氏 名								
		生年月日		昭・平 年 月 日 (満 歳)						
在 学 学 校	立		本 籍		〒					
	部 科 学年		現 住 所		〒 電話番号 ( )					
同上の所在地		〒		希望事項						
				貸与月額 円						
				貸与期間 年 月から 年 月まで						
				大学等入学一時金 円						
家 族 の 状 況	氏 名 <small>(生計維持者と別居している者にはX印をつけること。)</small>	続柄	年齢	職 業	勤 務 先 又 学 校	疾病の有無	収入(税込)額 千円	所得(税込)額 千円	※	
	1	本人								
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	7									
	8									
	9									
	10									
計 名										
連 帯 保 証 人	ふりがな					ふりがな				
	氏 名					氏 名				
	生年月日	年 月 日 (満 歳)				生年月日	年 月 日 (満 歳)			
	本人との続柄		年間収入(税込)	千円		本人との続柄		年間収入(税込)	千円	
	本 籍	〒				本 籍				
現 住 所	〒 電話番号 ( )				現 住 所	〒 電話番号 ( )				

裏面の記載上の注意を読んでから記入してください。

9

(裏)

参 考 事 項	奨学金を希望する理由					
	現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金	有・無	修学のための資金の名称		資金の種類	
					貸与・給付	
					貸与・給付	
	本人の履歴	年 月 日	履 歴			
		年 月 日	立 中学校入学			
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
年 月 日						
年 月 日						
1 カ月当たりの平均学費 (収入=支出)	収 入		支 出		備 考	
	家 庭 か ら	円	生 活 費	円		
	アルバイト等から	円	交 通 費	円		
	県奨学資金から	円	学 校 納 付 金	円		
	そ の 他 か ら	円	書 籍 ・ 学 用 品	円		
			そ の 他	円		
	計	円	計	円		
<p>以上の記載事項に相違ありません。</p> <p>奨学生として採用された場合は、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規程の規定を守り奨学生としての責務をはたすことはもとより、奨学資金の返還についても誠実にその義務を履行します。</p> <p>上記のとおり保証人と連署して誓約します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>福島県教育委員会教育長</p> <p style="text-align: right;">申請者 (自筆) ⑩</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 (自筆) ⑩</p> <p style="text-align: right;"><del>保証人 (自筆) ⑩</del></p>						

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
- (2) 連帯保証人とは、福島県奨学資金貸与条例第5条第2項に規定する者をいう。
- (3) 現在受けている、又はこれから受けようとする他の修学のための資金が有る場合は「修学のための資金の名称」の欄に当該資金の名称を記入し、「資金の種類」の欄の該当する種類を○で囲んでください。
- (4) 「本人の履歴」の欄には、中学校入学以来の学歴、職歴等について記入し、休学、転学、退学等の身分の異動については、理由を付して記入してください。
- (5) 「1カ月当たりの平均学費」の欄には、在学生にあつては直近の1カ月当たりの平均学費を、新入生にあつては入学後の1カ月当たりの見込額を記入してください。なお、自宅通学者にあつては、生活費の記入を要しません。



福島県奨学生推薦調書													
氏名		在学 学校		立							部 制	科	年
出身（在学） 学校の成績	教 科												
	年												
	年												
	教 科												成 績 平均値
	年												
	年												
推 薦 所 見  〔学 力〕 〔人 物〕 〔家 庭 状 況〕													
参 考 事 項		(在学学校の学業成績の席次          人 中          位)											
<p>上記の者は、人物及び学術ともに優秀であるが、著しく学費の支弁が困難であり、奨学生として適当と認められますので、推薦します。</p> <p>年          月          日</p> <p style="text-align: right;">学校長（学長） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">印</span></p> <p>福島県教育委員会教育長</p>													
※ 判 定													

記載上の注意

- (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。
- (2) この調書は、被推薦者の在学する学校等で記入押印してください。
- (3) 「出身（在学）学校の成績」の欄については、当該欄の記載事項と同様の成績証明書等を添付する場合には、記入を要しません。

**在学する学校で作成してください**

記入もれ注意。  
**全日制/定時制/通信制の記入**  
 もお願いいたします。

「推薦所見」の欄は、申請者の学力、人物、家庭状況等の観点から記入してください。

「参考事項」の欄は、特になければ無記入で結構です。

日付、学校名、校長名の記入と職印の押印を、忘れずお願いします。

福島県奨学生推薦調書									
氏名	福島 太郎		在学 学校	〇〇県立 〇〇〇〇 高等学校			部	〇〇科	1年
教 科	国語	数学	理科	社会	英語	音楽	美術	技術家庭	保健体育
年 年									
教 科									
年 年									
推 薦 所 見	学力 人物 家庭状況								
参 考 事 項	上記の者は、人物及び学術ともに優秀であるが、著しく学費の支弁が困難であり、奨学生として適当と認められますので、推薦します。 平成〇〇年 〇月 〇日 △▽県立 ▲▽▲高等学校 学校長（学長） 福島県教育委員会教育長								
※ 判 定	記載上の注意 (1) 「※」印の欄は、記入しないでください。 (2) この調書は、被推薦者の在学する学校等で記入押印してください。 (3) 「出身（在学）学校」の欄については、当該欄の記載事項と同様の成績証明書等を添付する場合に、記入を要しません。								

震災特例採用は、成績証明書は不要です。

12





# 震災特例採用申込にかかる被災状況等申立書

福島県教育委員会教育長

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災状況等については下記のとおりです。

平成30年 ○ 月 ○ 日

ふりがな 申請者氏名	福島 太郎
学校・学年	△▽ 県立 ▲▽▲高等 学校・ 1 年

あてはまる被災状況すべての□に✓をつけ、そのうち1項目分の証明書等(写して可)を添付してください。

震災後の転居等		<input type="checkbox"/> 転居や避難なし <input checked="" type="checkbox"/> 転居や避難あり ※異動された市町村名を順に記入！ ① 新潟市 ② 福島市 ③ ④
1	自宅被害	<input checked="" type="checkbox"/> 全壊又は半壊 (一部損壊は対象外) <input type="checkbox"/> その他全半壊に準ずる被災( ) 罹災証明書を添付
2	避難区域に指定され避難した	<input checked="" type="checkbox"/> 警戒区域又は計画的避難区域から避難
3		<input type="checkbox"/> 緊急時避難準備区域又はその他( )から避難 ※特定避難勧奨地点の場合は、その旨確認できる書類を添付してください。
4	主たる生計維持者の死亡等	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 行方不明 父 母 その他( ) <input type="checkbox"/> 重篤な障がい・疾病 事実を確認できる書類を添付 (戸籍謄本、死亡診断書(検案書)、医師の診断書、障害者手帳等の写し)
5	主たる生計維持者の収入の著しい減少	<input type="checkbox"/> 著しく減少し改善していない (目安50%以上の減少) 震災前の年収 ( )円 ※税等控除前の額 震災後の年収 ( )円 ※税等控除前の額 自 営 (業 種: ) 自営以外 (勤務先: ) 失 業 (離職年月日: ) 世帯全体の収入の状況 罹災又は被災証明書を添付 ※この項目だけで申請される方のみ、平成23年度～平成30年度の8年間分の所得証明書(原本)と、震災が原因の失業や収入減であることが確認できる書類も添付してください。
6	学校長が特に経済的支援を必要と認める場合の理由	上記項目以外の特記事項があれば記入してください。 事前に相談ください。

H23当時の区域が不明の時は、被災当時の市町村にお尋ねください。

学校長証明	上記のとおり相違ありません。	「学校長証明」は在籍している学校で、記入と職印の押印をお願いします。
	平成 30年 ○ 月 ○ 日	
	学校名 △▽県立 ▲▽▲高等学校 学校長 ○ ○ ○ ○	
		印











第3号様式

誓 約 書

私は、福島県奨学生として、福島県奨学資金貸与条例その他の関係規定に従い、奨学生としての本分をつくすことを誓約します。

平成 年 月 日

本籍地

本人 現住所

氏 名

印

福島県教育委員会教育長 様

17

# 所得金額の求め方

家計支持者一人の所得金額（給与その他の収入などの1年間の総収入額から必要経費、特別控除を差し引いた金額）が別表2（所得基準額表）の基準額以下であること。

## 給与所得者 5人家族（父・母・兄・本人・祖母）の例

			収入金額	控除額（表3）
父	会社員	給与収入	8,500千円	
母	パート従業員	給与収入	950千円	
兄	私立大学	自宅外通学		1,440千円
本人	県立高等学校	自宅通学		280千円
祖母	無職	年金収入	520千円	860千円

父が家計支持者であるので、

別表1 給与所得の計算式から

所得証明書の「給与収入金額」  
もしくは「給与支払金額」

障がい者控除額

$$8,500千円 \times 0.7 - 2,226千円 = 3,724千円$$

別表3 特別控除額表から（控除を差し引く）

$$3,724千円 - (1,440 + 280 + 860) = 1,144千円$$

※その他の所得（営業所得、不動産所得等）があれば上記の所得金額に加算されます。

別表2 所得基準額表により 5人世帯 3,070 千円以下 ということで申請可能となります。

## 給与所得者以外（自営業・農業等） 3人家族（父・姉・本人）の例

			所得金額	控除額（表3）
父	会社員	営業所得	3,300千円	490千円
姉	専門学校	自宅外通学		1,120千円
本人	私立高等学校	自宅通学		410千円

別表1 は当てはめない。

所得証明書の「営業所得」もしくは「農業所得」、「不動産所得」等の合計金額

父子家庭控除額

別表3 特別控除額表から（控除を差し引く）

$$3,300千円 - (490 + 1,120 + 410) = 1,280千円$$

別表2 所得基準額表により 3人世帯 2,640 千円以下 ということで申請可能となります。



別表1 給与所得の計算式

収入金額3,290千円以下のもの……………所得金額=0円
収入金額3,290千円を超え4,000千円までのもの……収入金額×0.8-2,626千円=所得金額
収入金額4,000千円を超え8,780千円までのもの……収入金額×0.7-2,226千円=所得金額
収入金額8,780千円を超えるもの……………収入金額-4,860千円=所得金額

別表2 所得基準額表（世帯人員別所得基準額）

世帯人員	基準額	世帯人員	基準額
1人	1,430,000円	5人	3,070,000円
2人	2,290,000円	6人	3,250,000円
3人	2,640,000円	7人	3,410,000円
4人	2,860,000円		

※世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに160,000円を世帯人員7人の所得基準額に加算する。

別表3 特別控除額表

特別の事情		特別控除額				証明書
1	母(父)子家庭	490,000円				不要 (注1)
2	就学者のいる世帯 (1人につき)  注1: 自宅外通学の控除は、住民票又は居住証明書等で確認できる場合に限り、自宅通学の控除になります。	区分	通学形態	国公立	私立	
		小学校児童		80,000円		
		中学校生徒		160,000円		
		高等学校生徒	自宅通学	280,000円	410,000円	
			自宅外通学	470,000円	600,000円	
		高等専門学校学生	自宅通学	360,000円	600,000円	
			自宅外通学	550,000円	800,000円	
		専修学校高等課程生徒	自宅通学	170,000円	370,000円	
			自宅外通学	270,000円	460,000円	
		専修学校専門課程学生	自宅通学	220,000円	720,000円	
自宅外通学	620,000円		1,120,000円			
大学学生	自宅通学	590,000円	1,010,000円			
	自宅外通学	1,020,000円	1,440,000円			
3	身体障がい者のいる世帯	1人につき860,000円とする。				要
4	長期療養者のいる世帯	それぞれの事情により経済的に特別の支出をした金額。				
5	家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出した金額。 ただし、710,000円を限度とする。				
6	火災・風水害・盗難などの被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費をうるための基本的な生活手段(田・畑・店舗等)に被害があつて将来長年にわたって減収または支出増になると認められる年間金額。				
7	家計支持者が父母以外の世帯	410,000円。				

備考 ① 「就学者のいる世帯」による控除は、申込者本人を含みます。

② 現時点（申請時点）において特別の事情に該当する項目について控除されます。

③ 3の障がい者控除と4の長期療養者の控除は重複できません。

# 居 住 証 明 書

※自宅外通学申請者  
のみ提出ください

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

2 住居の所在地

3 居住の期間

年 月 日から現在（平成 年 月）まで

平成 年 月 日

証明者（住居の所有者又は貸主、学校寮は学校）

住所

氏名

印

21  
20



自宅通学者は提出不要

居 住 証 明 書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

1 居住者の氏名

福 島 太 郎

2 住居の所在地

福島県郡山市麓山1-1コーポハヤマ103号室

3 居住の期間

30年4月1日から現在(平成30年〇月)まで

寮の場合は、通学している学校で証明ください。

証明者(住居の所有者又は貸主)

住所郡山市大町1-1

氏名(株)〇〇不動産

印

22  
22

(注) 該当者のみ提出

### 特別の事情にかかる経費内訳

平成 年 月 日

福島県教育委員会教育長

(生徒名)

申請者

特別の事情にかかる経費については、下記のとおりです。

記

- 【該当項目】 ※該当する項目の番号に○をつけてください。
- 1 障がい者がいる。 (該当者 分)
  - 2 長期療養者がいる。 (該当者 分)
  - 3 家計支持者が別居している。
  - 4 火災・風水害・盗難などの被害を受けた。

(単位:円)

年・月					月計
平成 年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
年 月					
領収書計					
年間推算額					

(注1)「障がい者がいる場合」：障がい者手帳のコピーを添付してください。

(注2)「長期療養者がいる場合」：病院・医師の「領収書(申込時まで6か月以上継続療養中のもの)」を添付し、年間所要見込額を推算してください。

※「障がい者がいる場合」に該当した場合は重複しての控除はできません。

(注3)「家計支持者が現在別居している場合」：表に家賃・電気・ガス等の費用項目を記入し、各々最新の数ヶ月分の領収書を添付し、年間所要見込額を推算してください。

(注4)「火災・風水害・盗難」：罹災証明書、被害届等を添付し、被害総額を推算してください。

(注5) 証明書類の添付がない場合は控除の対象になりません。

23





## 福島県教育庁高校教育課

〒960-8688

福島県福島市杉妻町2番16号

電話番号 024(521)7775

FAX 024(521)7973

URL <http://www.koukou.fks.ed.jp/>

28